

## 令和5年第8回農業委員会総会議事録

令和5年8月18日（金）第8回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

### 農業委員18人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
5番	奥津賢司	6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾
17番	藤本彰				

### 推進委員10人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫
10番	妹尾元弘				

### 欠席委員 0人

議事 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について  
議案第38号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 法務局照会について  
農地転用期間変更届について  
完了届について  
転用工事進捗状況報告について  
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

森本 裕子

参事

谷岡 利典

主査

赤迫 隆

主任

真治 将史

（開会時刻 午前9時30分）

森本局長

委員の皆様、おはようございます。農業委員改選後、初めての定期総会となりますので、只今より田辺産業部長、藤井次長兼農業畜産振興課長をご紹介します。

（田辺産業部長、藤井次長兼農業畜産振興課長 挨拶）

続きまして、農地中間管理機構の大本農地集積専門員を紹介させていただきます。

（大本農地集積専門員 挨拶）

田辺部長・藤井次長、大本農地集積専門員は他の公務のためここで退席させていただきます。ここからは、司会を谷岡参事に代わります。

（田辺産業部長、藤井次長兼農業畜産振興課長、  
大本農地集積専門員 退席）

谷岡参事

只今から、新見市農業委員会第8回総会を開催いたします。本日の出席は28名です。それでは、仲田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

改めまして、おはようございます。今朝、備北民報を見ますと米の出荷上位者に感謝状が贈られ、JA水稲担い手部会内で食味コンテストがあったようです。荒廃地の解消には、水稲しかないと思っておりますので担い手部会の皆様のご活躍をお願いし、農業委員会からも感謝状を差し上げたく思うほど一生懸命されておられるようです。農業委員会の方が担い手部会に何人か名前が見られました。今後ともよろしく申し上げます。それでは、会議を進めさせていただきます。今回初めてでございますので、議事進行スムーズにできますようにご協力をお願いします。

谷岡参事

続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、1番神山委員に先導をお願いいたします。

「農業委員会憲章」の先導

	<p>ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、3番小田委員、4番西村委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が3件ございました。現地確認を8月3日に行っています。1番でございますが、場所は上熊谷、現況地目は田1筆、畑4筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は管財人として申請地を売却するもので、申請地近くに居住する譲受人が売買により取得し、耕作することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員</p>
<p>赤井委員</p>	<p>2番赤井です。確認日は8月11日、泉推進委員、谷岡推進委員と3名で行いました。場所は、熊谷支所から500m新見寄りの●●●の下にあります。譲渡人は不在のため、譲受人が近く人おられ、田が荒れるのは困るので受けることにされました。問題ないと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第34号2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、場所は、法曾、現況地目は畑5筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに実家がある譲受人に、贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。

森委員

14番森です。8月11日に、西村委員、三輪推進委員と確認しており何ら変わりありませんでした。場所は、法曾の●●●●から1キロ岡山寄りのところです

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。7番。

奥津(忠)委員

7番奥津です。事務局、確認日はいつですか。

真治主任

確認日は、3条につきましては全て8月3日に行っております。

会 長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。3番。

小田委員	3番小田です。近くに実家があるということですが相手の方の住所、●●歳で面積が大きいのですが畑として何を作られるのですか。
森委員	14番森です。電話で聞いたのは、野菜を家で食べる分と家族に送る分を作ると聞いております。
小田委員	面積が大きく全て耕作することは、できないのではないですか。
森委員	できると思います。本人が週3日ぐらい帰り、母親と奥様と耕作されるので対応できると思います。
会 長	<p>他に、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第34号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、3番でございますが、場所は、法曾、現況地目は畑6筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は夫死亡後、相続した本申請地(夫の実家の農地)の管理が難しくなったため、亡き夫の姉弟である譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。

森委員	<p>14番森です。申請人から譲渡される方は身内でご主人が亡くなったことで今まで耕作されていたことができなくなり義理の姉が耕作することになります。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第34号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定とします。続きまして、議案第35号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>農地法第4条につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第35号の1番でございます。現地確認を8月3日に行っております。場所は、草間、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は露天駐車場と浄化槽で、ぶどう園のお客様駐車場として利用。また、地下の一部にぶどう園施設用の浄化槽を設置するものです。工事期間は許可日から令和5年12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費・浄化槽設置負担金は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員。</p>
神山委員	<p>1番神山です。現地確認を8月15日に藤本委員、藤川委員、妹尾推進委員と私で行いました。場所は、草間郵便局から西へ1キロ先●●●●●●●●●●の近くにあります。今のぶどう園芸施設用の浄化槽となります。本宅のトイレも兼ねての浄化槽となります。一段下がった所に浄化槽を設置し上を埋め立てた土で駐車場にするということなので問題ないと思います。</p>

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第35号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に第5条の申請につきまして、3件申請がございました。1番、第2番、3番は同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
<p>全 員</p>	<p>「よろしい」</p>
<p>真治主任</p>	<p>では1番、2番、3番でございますが、現地確認を8月3日に行っております。場所は正田、現況地目は1番が畑1筆、2番が畑1筆、3番が畑1筆でございます。転用目的は太陽光発電設備です。転用理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発電設備を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年9月1日から令和5年10月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（準工業地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・建設費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。</p>
<p>西村委員</p>	<p>4番西村です。8月11日に森委員、三輪推進委員と私の3名で現地確認しました。場所は、正田●●地区です。●●●の前の市道を300m高梁川方面に入った所に圃場がありました。隣接している3筆の田です。3名で協議したところ、問題ないと思います。以上です。</p>

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第36号1番から3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、1番から3番についての本案件は許可妥当といたします。なお、今回の案件全てについては面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
<p>全 員</p>	<p>「よろしい。」</p>
<p>会 長</p>	<p>諮問不要として、許可を決定いたします。続きまして、議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>森本局長</p>	<p>再設定が5件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p> <p>「ありません。」</p> <p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第37号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第38</p>

真治主任

号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

次に現況証明の申請につきまして、14件申請がございました。現地確認を、1番から4番は8月3日に行っており、5番から14番は8月4日に行っております。

1番でございます。場所は草間、台帳地目は畑4筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成10年頃から耕作しておらず、現況のとおりとなっている。というものでございます。

2番でございます。場所は草間、台帳地目は牧場1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、祖父死亡後、牧場として管理できなくなったため、平成4年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。

3番でございます。場所は草間、台帳地目は田1筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、申請地は、井倉トンネル工事の残土処理のため、岡山県の要望により水田を埋め立て、昭和52年10月頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。

4番でございます。場所は新見、台帳地目は田1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、申請人の先々代が住宅の敷地として賃貸し、現在まで50年にわたり宅地として利用されてきた。賃貸借契約の際に農地転用の許可を受けていたと思われるが、申請人には当時の詳細がわからず、借主も賃貸借契約の経緯や許可証の有無についても失念している。昭和48年12月頃から現況のとおりとなっているため、証明願うものである。というものでございます。

5番でございます。場所は千屋、台帳地目は田3筆です。現況地目は雑種地と原野でございます。理由は、申請地は、平成30年7月の豪雨災害による土砂流出の影響で田んぼに土砂が流入し、耕作できない状態となり、現況のとおりとなっている。というものでございます。

6番から13番は同様の場所の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきます。6番から13番ですが、場所は千屋井原、現況地目は6番が田6筆、畑5筆。7番が田1筆、畑2筆。8番が田4筆、畑4筆。9番が畑1筆。10番が田6筆、畑7筆。11番が畑1筆。12番が田3筆、畑3筆、13番が畑1筆、でございます。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、50年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和48年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。

14番でございます。場所は千屋、台帳地目は田5筆、畑6筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、50年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和48年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番神山委員。
神山委員	1番神山です。1番の場所は、草間台小学校から東へ600m先に圃場がありました。確認は8月15日、藤川委員、藤本委員、妹尾推進委員と行いました。原野で申請はあがってきておりますが、現地確認の結果、茅畑ということで農地認定をしました。次に2番、確認日とメンバーは同じです。場所は、1番の圃場の道を挟んで北側へ50m行ったところにあります。旧牧場で草が茂り原野化しておりました。次に3番、これも確認日メンバーは同じです。場所は、草間台小学校から西へ100m行ったところにあります。碎石等を置いてあり、整地された雑種地でした。以上です。
会 長	続いて、4番を8番倉脇委員。
倉脇委員	8番倉脇です。確認日は8月16日、平委員、溝尾推進委員としました。場所は、警察裏あたりに●●●●●がありその向側の地になります。宅地として利用されておりました。
会 長	続いて、5番を3番小田委員。
小田委員	3番小田です。5番、現地確認は8月15日、兒玉推進委員、泉推進委員と3名でしました。場所は、180号と多里線の交差点から北に300m先、●●●●●があります。その左側に●●●●●がありその下隣にあります。平成30年に災害があり農地が埋まっておりました。次に、6番から14番まで確認日、確認者は同じです。一緒に説明します。場所は、千屋井原地内、千屋小学校から市道を1キロ入ると高梁川に突き当たります。突当りを右に100m行ったところから左側の山全て、この案件に入っております。地主も伐採者もよくわかっておりません。現在、作業はストップしております。先月、問題になったところなので今日、午後の農地パトロールで行く予定です。その他でまた説明します。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。推進委員7番。
後藤委員	事務局が現況証明を発行し、これによって法務局で必ず登記をして下さいと申請者に徹底していただきたい。事務局にお願いしたいです。
森本局長	各該当の方には、申請の時から法務局で必ず登記をしていただくよう

	<p>にお伝えしております。また、許可書をお渡しする際にも法務局で手続きするようにお伝えいたします。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。1番。</p>
神山委員	<p>草間の案件のように、県からの依頼があって埋立てたのですが、これは県から費用が出るのでしょうか。登記費用は出るのでしょうか。</p>
後藤委員	<p>おそらく一時転用でして居るでしょう。一時転用でして戻さずにそのままになっているでしょう。</p>
神山委員	<p>今後、このような県や市の依頼があった場合、何か対策を考えないといけないのでしょうか。</p>
会 長	<p>一時転用はするが恒久の登記費用はたぶん含まれてないと思います。業者なり県なりに、農業委員会から登記をお願いしますと伝えた方が良く思われます。各農業委員さんは一時転用についてはご注意ください。ようお願いします。</p> <p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第38号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、認定といたします。続きました、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>法務局照会について今回3件ございました。1番の場所は哲多町老栄、確認を7月12日に行いました。登記地目は田1筆、畑4筆、現況地目は山林と原野という申請で、該当地は時期不詳で山林、原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。</p> <p>2番の場所は哲多町老栄、確認を7月12日に行いました。登記地目は畑3筆、現況地目は山林と原野という申請で、該当地は時期不詳で山</p>

	<p>林、原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。</p> <p>3番の場所は新見、確認を7月21日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は山林という申請で、該当地は時期不詳で山林となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。1番を9番井藤委員。</p>
井藤委員	<p>9番井藤です。確認日は7月14日、小川委員、逸見推進委員、前任の宮脇委員、私の4名で行いました。記載のとおりでした。以上です。</p>
会 長	<p>2番は一緒ですね。3番を8番倉脇委員。</p>
倉脇委員	<p>8番倉脇です。7月25日に平委員、溝尾推進委員と3名で確認しております。山林になっておりました。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。次に、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>農地転用期間変更届が2件でております。神郷油野地内、農地法第4条の残の確保が困難なため、豊永宇山地内、農地法第4条、盛り土の確保が困難となったためとなっております。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。</p>
信谷委員	<p>16番信谷です。8月8日に仲田会長、大原推進委員、私で確認しました。現地は80パーセント完了しておりましたが、記載のとおり残土が無いということで一年延長になりました。本人と話をしたところ、7月の大雨のために川が氾濫してこの土地に乗ったということで、もう少し嵩上げを増やさないといけないかと検討されておりました。</p> <p>次に、17番藤本委員。</p>
藤本委員	<p>17番藤本です。現地を7月に確認しました。記載では一年延期ですが、一年では完成できないと思われれます。60パーセントぐらいしか進んでおりませんでした。以上です。</p>

会 長	<p>ありがとうございます。それでは、10時30分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 休憩 ～</p>
会 長	<p>時間となりましたので次に入ります。完了届について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>完了届が3件出ています。上熊谷地内農地法第5条中国自動車道盛土補強工事2件、大佐永富地内農地法施行規則第29条農業用倉庫です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。</p>
赤井委員	<p>2番赤井です。確認日は8月11日、泉、谷岡推進委員と3名で行いました。場所は、先程の3条許可申請の手前200m新見よりです。完了できておりました。以上です。</p>
会 長	<p>1番2番同じですね。</p>
赤井委員	<p>はい。</p>
会 長	<p>次に、10番宮本委員。</p>
宮本委員	<p>10番宮本です。8月17日に山田委員、後藤推進委員、私で現地確認しました。立派な農業用倉庫ができておりました。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。次に、転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>転用工事進捗状況報告が1件でております。大佐大井野地内、農地法第4条の農地改良嵩上げとなっております。報告書のなかで担当委員の番号が間違っておりましたので3番を10番に訂正をお願いします。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。10番。</p>
宮本委員	<p>10番宮本です。8月14日に現地確認したのですが親子で一生懸命</p>

	に作業されておりました。石垣は完成しておりましたがもう少し1割ぐらい完成しておりませんでした。
会 長	続いて、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が12件出ております。上熊谷地内、米の販売価格の低下および農薬・肥料・苗代の価格の上昇のための理由で11件、大佐小南地区、解約する土地を借受人以外に贈与するためというものになっております。
会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。推進委員1番谷岡委員。
谷岡委員	推進委員1番谷岡です。11件すべて同じですのでまとめて報告させていただきます。確認日は8月11日、赤井委員、泉推進委員、私と3人でした。場所は、上熊谷地内●●●●●より南側500mのところから中国道沿いにあるJA育苗センターまでの辺りです。8月14日に解約後にどうされるのか訪問して伺いましたら、中間管理機構にお願いして地元の企業が農業に新規参入すると、そこが来年度より耕作すると話を伺いました。以上です。
会 長	続いて推進委員7番、お願いします。
後藤委員	推進委員7番後藤です。8月17日に確認しました。場所は、大佐浄化センターから北へ100m行ったところにあります。農協が苗を植える準備ができたころ貸付人から解約して下さいと話があり農協は撤収しました。今は草が生えています。第三者に贈与するという事です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
森本局長	協議事項について、事務局からはありません。
会 長	続きまして、その他について事務局から何かありますか。
真治主任	農地パトロール実施につきまして、お知らせいたします。本日、午後1時から出発式をさせていただきます。今年度のパトロール隊長は、農地利用最適化推進委員の溝尾さんです。実施要項の班編成で2、3時間パトロールしていただくこととなります。

この後、11時半頃にお弁当が届きます。着替え等の準備をされて食事を済ませて下さい。まなび広場新見駐車場内のロータリー前に12時50分にはパトロールの服装で集合して下さい。

運転手の方にはお願いですが、ロータリーに近いところに三角コーンを置いておまして、出やすいところの駐車場を確保しておりますので、事前に車の移動をお願いします。また、前年もお願いしたのですが、このまなび広場駐車場の出口は皆さん左に出ただき、今年度は目合わせを行いますので、目合わせの場所、西方へ出発して下さい。目合わせ終了後の各地区でのパトロールの内容としては、遊休農地の現地の把握、農地法の許可要件の履行状況の確認についてパトロールして下さい。完了届の関係資料を各班長さんにはお渡ししております。これ以外のテーマを持っていただき現地確認に行ってくださいてもかまいません。班ごとに、記録写真を数枚撮っていただき、後日、事務局へ下されば助かります。写真の現像でも、データで持ってきていただければ事務局で取り込み集計しますので、ご都合のよい方をお願いします。終了後は現地解散になりますので、代表の方が、電話で事務局へ最終報告を行ってください。農地パトロールについては以上です。

もう一点、事務局から連絡いたします。新任農業委員、農地利用最適化推進委員さんにお知らせさせていただきます。お手元に資料をお配りしております。岡山県農業会議から基礎研修ということで9月5日研修会開催を予定しております。9月5日の13時30分から16時30分を予定しており、場所はこの市役所南庁舎1階会議室1Aと1B、この会議室の隣の部屋になります。開催はWEBにより行います。出欠について8月28日の月曜日までに農業委員会事務局へ連絡をいただきますようよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

会 長                    それでは、農地パトロールについて農地部会長から目合わせについて説明があります。

藤本部会長            農地パトロールについて説明いたします。ここで昼食をとり、出発は午後1時です。まず西方、●●●●へ向かって行きましたら左に教習所と●●●●の間に道が広くそこから前側の方の荒れた所、もう1件は溝尾推進委員さんが先導していただけます。2ヶ所見たあと、各班で分かれて自分たちの区域の農地パトロールをしていただきます。乗り合わせで行っていただければと思いますのでご協力をお願いします。以上です。

会 長                    農地パトロールについては以上です。その他、神山委員。

神山委員                検討事項として資料をお配りしております。皆様のお考えをお伺いし

たくお願いします。新任の方も今日一通り総会の流れを知っていただけたとおもいます。一つ目、農業委員会憲章の唱和についてです。この唱和を省いて総会の時間を削っても良いのではないかと考えます。その短くした時間を総会の質問や話し合い等の時間に使用できたらと考えます。今日決めようとかではありません。一つ目の検討事項として唱和を省いてもよいのではないかという意見です。

二つ目、農地法3条の確認書、事務局が毎回読み上げていただいておりますが、私が思うに確認書はいけないといわれた段階であがってくるのかどうか。これが全てクリアになって議案にあがるのだと私は思っております。事務局が説明をしなければいけないのか、議事録で録音しているなかで必ず録音に入れなければならないのならば必要ですし、これでもできれば時間を削れるのではないかと考えます。

次に3番、各議案の地区担当の場所説明。これについても、聞いても分かりません。必ず各委員が地区、場所を共有し知っておいて下さるのであれば、今後事務局の書類の中に地図を入れていただければ場所を共有できると思いますし、現地確認した証明として説明しているなら必要ないと思います。

4番、タブレット端末の導入について、農業新聞等にもよその農業委員会が利用して現地確認、利用状況調査をされてると思います。当農業委員会としても何年か前に研修に行った時に導入しようと思はしたと思いますが予算面もあって進んでないと思われます。これは必要だと考えますので、どのような取り組みをしたら市長さんに了解していただいて予算をとっていただけるか、どのように動けば導入できるのか検討できたらと思います。

最後、法務局照会の確認期日ですが、事務局に聞いたところ法務局が受けて2週間以内に回答するようにとのことですが、普段の総会議案で確認に行く時期とずれて法務局照会だけ別で動かないといけない事案がかなり多いと思います。日程の無駄だと思いますし、昨今の脱炭素でガソリン等無駄になるので、期日をこちらの方から法務局へ伺うのは、期日を合わせることで作業負担も軽減できます。以上5件について皆様どのようにお考えがあるか、このようなことを新しく検討しどのようにするか、動きを取り入れたらと思いますのでご意見を伺えればと思います。

会 長

推進委員7番。

後藤委員

1番の農業委員会憲章は、各委員さんの考えで良いと思います。2番の確認書の読み上げ、あくまで議案として印刷しているのだからその内容を説明しているのだから農地法の体系であり耕作目的の農地の権利移動の制限、これは農地法3条ということで事務局が説明をされているので、

その内容については、いままで通りが良いと思います。あくまで議案ですから。3番の各議案の各地区担当の説明、確認日は行かれていますので良いと思います。場所は細かいところまでは不要だと思います。地図を出されてもその番地の地図しかでてこないのだから位置図がでるのではないので渡されても分からないと思います。おおざっぱな場所だけの説明で良いと思います。タブレットは事務局との関係がありますのでこれは相談して下さい。法局照会の確認期日、総会の時の報告事項で確認日の報告もする事後報告のようなものでしたが、法務局へ照会するのが2週間の期間があるのでしょうか。その関係で事前に担当地区の委員さんに渡し確認していただき事後報告で総会の報告であげることに決めたことなので、そのまま決めた通りが良いと思います。農地パトロールについて、デジタルの写真の提出を言われておりますが、そのデータは何に生かされているのですか。

会 長

この検討事項とデータについて事務局より何かありますか。

森本局長

事務局から、4番のタブレット導入について、事務局の方で試しに一台導入しております。他の市町村に確認したところ大変申し訳ないのですが使いにくく使い物にならないという話が聞こえているので、現在どのぐらいの使い勝手か試そうとしているところです。実際、使用して使いやすいことが分かれば検討を進めたいと思います。農地パトロールの写真については、どのような所を回っているかその都度担当の方からデータでいただいております。農業委員会で記録として残させていただいております。その都度その都度、総会で報告させていただければよいのですが出てくる期日がバラバラなので、取りまとめて皆様にお渡しすることができなくて今のところ、お示しはしていない状況です。

後藤委員

農地パトロールの報告を次回総会でしますから、それまでに出来るのではないですか。

森本局長

次回総会までに、出される方と出されない方がおられます。

会 長

班長さん期日までに提出をお願いします。他に質問はありませんか。検討事項については、各々、持ち帰り次回総会、また次の総会でもよいので意見を発表していただければと思います。農業委員会憲章の唱和については、事務局に確認しましたら、県内では唱和されているところは少ないと話がありました。色々分からないことも時間をつくり、検討事項としてあげていただければここで話ができると思いますし部会で検討していただくような案件は部会で調整していただき、いろんなことで新し

	い農業委員会の総会を作っていけたらと思います。他に、ご意見ご質問はありませんか。3番。
小田委員	先月問題になりました、今回案件であがってますが50年前に転作の制度で農地に植林してます。今、その木を切って出さないといけなくなりました。農地法ではできないのですね。千屋の山で2件作業を止めています。大佐の山もしていますね。高瀬もしています。今の委員さんが最初の地図を持っていたら分かります。現在の地図ではわかりません。Bが載ってないのです。これをどうにかしないといけないと思います。
会 長	推進委員4番。
溝尾委員	推進委員4番溝尾です。色んな事がこれから行われますが、利用状況調査に基づいていると思います。どのようなことか、段取りの説明もないし、そろそろ調査用紙がくるのではないかと思うのですが、何時ごろから始まるのか、先程の問題で私達が現状調査をして、農地ではない判定をしたものは調査がしやすいように市の方で農地台帳から外して下さるのが現状なのです。なので今のような農地だけど山林になっているものは私達が今からする利用状況調査には載ってないわけで、それが矛盾を起こしていると思います。利用状況調査は大切なものなので、どのようなことをするのか、新任の方もおられるので説明していただければと思います。
会 長	事務局、説明をお願いします。
森本局長	利用状況調査の確認書類は今現在、作成しております。今までは、B判定が長く続いたものは外すといったかたちで見やすい状態が良いと思いどんどん外しておりました。登記地目は農地だけれども、実際には山林になっている所が多々見受けられます。今現在は、登記地目が農地となっているものと、現況が農地となっているものを合わせて今データのふりだしをかけております。それに、近年の4条5条が出ているもの、それと利用権設定がされているものを備考欄に記入作業をしております。9月の総会にはお出しできるように準備を進めております。地図については、前回はもしかすると現況地目が山林とか、農地以外のものを外した区割りのものを、お渡しをしていたのではないかと思います。これからについては、ありのままの地図をお渡しできたということ準備を進めております。農地が山林になっているものが外せれるチェック機能があるのかもしれませんが。

会 長	8 番。
倉脇委員	街中の農地の場合、細かすぎて現況を全部載せられると分からなくなります。どうにかありませんか。その点、タブレットが入ったら良いなと思っておりますが何年過ぎても入らないので、使いづらいとの話ですが、どのようなソフト、アプリが入っているのか分からないので、一度見せていただくとかも必要かと思えます。全部のデータがあれば皆さん見てわかるしいと思えますが、街中については出しはじめたら小さくどこが枠か分からないような地図になり利用できないのです。
会 長	推進委員 8 番。
大原委員	タブレットの端末の話で、農地ナビを皆さんご存知だと思うんです、スマホを皆さん持っておられるしそれで農地ナビであらかた分かるんですけど、どんなタブレットでどんな端末を入れられているのかと聞きたいのですが。3、4年前から各地区で一台という話は聞いていますが、今だ出てこないし、小学校の子供は一台ずつ持っている現状です。30人ぐらいできるのではないかと思うのですが。タブレットがあれば担当地区での説明も不要だし全て賄えます。私は、是非欲しいと思えます。
会 長	事務局、次回総会時にタブレットを持って来て下さい。13番。
山田委員	地図とタブレットとを一緒に見るんです。タブレットには番地が載ってないから地図を見ながら、分からないところは現地に行ってみます。地図とタブレットを合わせて見て、怪しいところは行って確認する。荒れているか荒れてないかは大体わかります。以上です。
後藤委員	今日、農地パトロールに行くのですが委員さんは稲刈りが始まります。忙しいのです。何故、今日台帳が出ないのですか。今までは、パトロールの時には台帳と地図がありました。
森本局長	会長と相談をさせていただき9月の総会に配れるように準備をと話をさせていただき、今ままでであれば8月にお配りして10月まででした。今現在では11月末までに出していただければと思います。期限は切らせていただいておりますが、12月1月になってから出てくる方もいらっしゃると思いますので、それを待つて利用意向調査を事務局としては進めさせていただきます。
会 長	色んな意見がでましたが、次回総会についてお願いします。

谷岡参事	次回の総会ですが、9月15日金曜日、午前9時30分から場所は南庁舎3階大会議室で開催します。よろしくお願いします。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)
(閉会時刻 午前 11 時 20 分)	

令和5年8月21日作成

署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_